

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2023
No.748

7

令和5年6月23日発行

2023

まい・あみ・まつり

My Ami Summer Festival!

8月5日(土)
6日(日)

午後3時～午後9時

**会場 / 阿見町総合保健福祉会館
さわやかセンター 隣接特設会場**

主催 / まい・あみ・まつり実行委員会

**つな
がる
心**

**つた
わる
笑
顔**

祭

! **ご注意ください**
会場に一般駐車場はありません

阿見町役場駐車場やシャトルバスをご利用ください。
会場周辺の路上や私有地への駐車は絶対にお止めください。
駐車場・シャトルバスの詳細はプログラムをご確認ください。

主な内容

まちの魅力再発見！
あみっぺが行く … 4

**ふるさと納税返礼品提供事業者
個別相談会を開催します！** … 6

身近な自然とのふれあい
夏の自然体験のご案内 … 10

みなさんの参加をお待ちしています！
ようこそふれあい地区館へ … 28

まい・あみ・まつり 2023
実行委員会からのお知らせ … 32

今月の表紙

町民総参加による「町民のふれあいの輪を広める交流の場づくり・潤いと活力のあるまちづくり」を目標にかかげて、平成2年に始まった『まい・あみ・まつり』は、毎年たくさんの皆さまのご協力をいただいて、今年で34回目を迎えます。

人口と世帯

総人口 49,900人 (+66)
男性 24,912人 (+48)
女性 24,988人 (+18)
世帯数 21,689世帯 (+70)

6月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報を発信しています。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます(通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で
t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、
右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、町公式Twitterにおいても町の情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube



知ってる？

1.5℃の約束

～いますぐ動こう、気温上昇を止めるために～



「1.5℃の約束」キャンペーン

「1.5℃の約束～いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。～」をご存じですか？
世界の平均気温を産業革命以前と比較し、「+1.5℃」に抑えることを目標としており、地球温暖化に歯止めを掛ける具体的なアクションを国連が提示しています。それが「ACT NOW（アクト・ナウ）」で、温室効果ガス排出量ゼロの社会をつくるため、個人による気候変動対策をグローバルに呼びかけています。私たちの地球を守るためにできることを積極的に進めていきましょう。

詳細は国連のHPへ



「ACT NOW!」個人でできる行動

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①家庭で節電する | ⑥ごみを減らし、使えるものは長く使う |
| ②公共交通機関を利用する | ⑦家庭のエネルギー源をかえる |
| ③もっと野菜を多く食べる | ⑧電気自動車に乗りかえる |
| ④長距離の移動を見直す | ⑨環境に配慮した製品を選ぶ |
| ⑤廃棄食品を減らす | ⑩声を上げ、行動の輪を広げる |

PICK UP!



「17の目標」

第1弾

目標1 貧困をなくそう

～あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ～

1 貧困をなくそう



「貧困」って何だろう？

世界には、貧困状態で生活している人たちが7億人以上もいます。貧困とは、単に欲しいものが買えないことではありません。十分に食べられなくて飢餓や栄養不良になる、教育や医療を受けられない、社会的な差別や排除を受けるなど、さまざまな形で現れています。

貧困の基準って？

世界銀行では、「1日1.9ドル未満で暮らす人たち」を国際貧困ラインと定めています。これは、日本円に換算すると約260円になります（2023年5月時点）。しかし、貧困とは単に欲しいものが買えないことだけではなく、病気になっても治療を受けられなかったり、他人から差別を受けたり、教育を受けられない等の問題も同様です。これは、途上国だけではなく、日本でも起こっている問題です。

私たちにできること！

- ✓ ボランティア活動に参加する
- ✓ 余った食材は寄付をする
- ✓ 支援団体にお金を募金する
- ✓ 不要なものはリサイクルに出す
- ✓ フェアトレード商品を購入する



SDGsに関する情報は町ホームページへ



こんにちは、あみっぺです！
今回は地域の人に勧められて
阿見第二小学校の芝桜を
見に行ってきたよ！

まちの魅力
再発見

あみっぺ
が行く

4月にとってもきれいに
咲いていたよ！

阿見第二小学校の芝桜が 咲くまでの道のり

芝桜がとってもきれいだったので、どのように整備されてきたのか
これまでの道のり取材しました。この芝桜にはたくさんの思
い出がつまっていることが分かったよ！

写真は芝桜を
植える前の
土手だよ

令和2年

コロナで行事が中止になってしまった6年生に
思い出作りをしてもらおうと、サポーターさん
が「花壇づくり」を提案。校庭の雑草が生い茂
る土手を整備して芝桜を植えることに。

令和2年
11月

サポーターさんが用意し
た芝桜の苗（180ポット）を6年生や先生方と
一緒に植えました。

花壇とは別に
プール脇の山にも
植えたんだって

令和3年

昨年植えた
芝桜が咲きました！

咲いた芝桜を見て、新6年生から
も植えたいとの声が出てきたの
で、6年生だけでなく全児童が学
年ごとに分かれてサポーターさん
と一緒に芝桜（250ポット）を植
えました。

卒業した6年生も
芝桜を見に来て
くれたよ

令和4年

花壇は全長50mも
あるんだって。
すごいね！

令和5年
4月

サポーターさん
の日々のお
手入れのおか
げで、今年も
きれいに咲き
ました！

サポーターさん
いつもありがとう。
来年も芝桜が
咲くのが楽しみだな！

芝桜の花壇づくりにかかわっているサポーターさんって？

阿見第二小学校でさまざまなボランティア活動をしている地域の方のことで、「無理をしないで、出来ることを、出来る時に」協力して行っています。

活動内容：登下校の見守り、草取り、授業のお手伝いや読み聞かせなど



Q&A

サポーターさんに聞いてみたよ



サポーター 宮本勝雄さん

Q

サポーターを始めたきっかけは？

自主的に校庭の草取りをしていた児童の祖母の姿を見たのがきっかけです。二人・三人と地域の方を誘いお手伝いの輪が広がりました。

A

やりがいや思い出に残っていることは？

登下校の見守り隊を始めたころは挨拶をしても返してくれる子どもが少なかったけれど、今では卒業生たちも自分たちのことを覚えていてくれて挨拶してくれます。活動時だけでなく日常でもそういった関係になったことがうれしいです。

Q

A

Q

今後はどんな活動をしていきたいですか？

子どもたちとのふれあいを大事に活動していきたいです。地域の多くの人々の協力を得て、子どもたちのために環境整備を行い、きれいな学校を作ります。得意分野やスキルのある方を募集し、授業のお手伝いをします。

A



小松原校長先生に取材をする中で、阿見第二小学校は阿見町で最初の「コミュニティ・スクール」だということを教えてもらったよ。

コミュニティ・スクールってなに？

「学校運営協議会」を設置した学校のことで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

どうして阿見町初のコミュニティ・スクールになったの？

阿見第二小学校はコミュニティ・スクールとなる前から、地域の方がサポーターや見守り隊として活動をしており、地域とともに子どもを育てていく土台があったため、阿見町で初のコミュニティ・スクールとなりました。

コミュニティ・スクールについて聞いてみたよ



阿見第二小学校
学校運営協議会
大久保正幸 会長

地域の方からは、阿見第二小学校が統合にならなくてよかった、という声をいただいています。統合していたら今ある学校を通じた地域の交流もなくなってしまっていたと思います。コミュニティ・スクールになってからは、もともと行っていたサポーター活動と学校とで、より細かい意見交換ができるようになりました。コロナも収束に向かってるので、今年はより一層協力体制が出来ると思います。阿見町で最初のコミュニティ・スクールとして見本となるように頑張っていきます。



阿見第二小学校
PTA
今井一晶 会長

サポーターさんが学校でボランティアをしてきていたことは、以前から保護者も知っていましたが、コミュニティ・スクールになり具体的な活動について知ることができるようになりました。サポーターさんへの感謝がより深いものになり、保護者との連携もとれるようになりました。コロナの影響でコミュニティ・スクールとしての活動がなかなかできませんでしたが、今年度は阿見第二小学校が創立40周年を迎える節目の年でもあるので、子どもたちのために地域を巻き込んだ取り組みが出来ればと思います。

学校が地域の交流の場にもなっているんだね。コミュニティ・スクールが全部の学校に広がるといいね！ 次は9月号通常版で会おうね！



ふるさと納税返礼品提供事業者 個別相談会を開催します！

町では、ふるさと納税への積極的な対応を行うため、新たに「返礼品」を出品していただける事業者を随時募集しています。また、すでに「返礼品」を出品されている事業者からの相談等も受け付けます。つきましては、「返礼品」についての個別相談会を以下の日程にて開催します。



期 日 7月21日(金)

時 間 午後1時30分～6時30分(最終受付:午後6時00分)

場 所 役場3階 306会議室

申込方法 電話申込 **事前申込制**

主な相談内容 返礼予定品の相談、返礼品登録までの流れ等 **新規事業者**
新規返礼予定品の相談、売上を伸ばすための対策等 **既存事業者**

◎相談時間は、1事業者当たり30分程度を予定しています

◎業務代行業者の『全国農業協同組合連合会』(JA全農)の担当者も同席します



自慢の商品を
全国にPR
しませんか!?

北は北海道、南は沖縄県まで全国の人からの寄附(返礼品のお申込み)を受けております。そのため、商品が町の返礼品として承認されると、全国に商品をPRすることができます。今回の個別相談会を機に、ぜひ返礼品登録をしてみませんか。

※返礼品には、町内で生産または加工された商品、町内産の原料を用いた商品(加工は町外でも可)などが該当します。詳細につきましては、個別相談会にてご説明します

個別相談会を経て、返礼品登録された商品の一例



光るリード



コピー、シャインマスカット



ネックレス



「霞ヶ浦の美味しいお米」
ミルクークイーン



茨城県産紅はるか
「干し芋」



国産 黒えごま油



冷凍焼き芋



令和4年度 阿見町ふるさと納税(ふるさと応援寄附金)の受入状況

総件数: 8,321 件

総額: 145,141,000 円

寄附金の内訳

事業名	件数	金額
1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業 町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など	2,470 件	43,740,000 円
2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業 高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など	1,688 件	28,964,000 円
3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業 市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など	746 件	11,235,000 円
4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業 上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など	671 件	12,166,000 円
5. あみ人材育成基金 地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます	210 件	3,767,000 円
6. 予科練平和記念館整備管理基金 阿見町予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます	156 件	2,882,000 円
7. 町長にお任せ 町長が必要と考える事業に充てさせていただきます	2,021 件	35,770,000 円
8. 新型コロナウイルス感染症対応に関する事業 感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための事業に充てさせていただきます	209 件	3,124,000 円
9. 二所ノ関部屋応援に関する事業 大相撲「二所ノ関部屋」の応援や支援をするための事業に充てさせていただきます	150 件	3,493,000 円

ふるさと応援寄附金の使い道

令和4年度にいただきました寄附金は、総合計画の施策を推進していくために活用いたしました。



1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業
(広報活動充実のため、「町プロモーション映像」を制作しました)



2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業
(学校教育充実のため、「ランドセルの無料配布」を実施しました)



3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業
(商業振興のため、「新商品開発」を支援しました)



4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業
(防犯対策推進のため、「交通安全教室」を開催しました)

阿見町国際交流協会

活動報告と今後の予定

これまでの活動報告

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ここ3年間は協会の活動においても、制限せざるを得ない状況にありました。

そのような中でも、感染症対策を取りながら、在住外国人の皆さんと地域の皆さんとの交流事業や英語、中国語、日本語教室等学習の場の提供。在住外国人の皆さんが、安心して暮らしているよう、令和4年度から、「外国人の生活相談会」を毎月2回定期的に開設しました。

一方、友好都市中国柳州市とは、時差も少ないことからリモートにより、両市議会や霞ヶ浦高等学校と柳州市第三高等学校との交流会が実現しました。

今後の活動予定

今年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行され、制限等も緩和されました。

これに伴い、社会活動も徐々に活発化し以前の賑わいを取り戻しつつあります。

今後の活動事業としては、各種の交流会・語学（英語、中国語、日本語）教室、世界の文化紹介、さわやかフェア2023へ参加、外国人生活相談窓口の開設等を計画しています。



令和4年度 活動写真



協定書締結
(阿見町議会と柳州市議会)



リモート学校交流
(霞ヶ浦高等学校と柳州市第三高等学校)



日本文化体験
(茨城大学との連携事業)



外国語会話教室
(英語・中国語)



国際交流バス旅行



盆栽師ジョーンズさんの自宅庭園訪問
(若栗)

会員募集



【会費】

▼個人・学生会員：一口 1,000 円
(中学生以下 500 円)

▼賛助会員：一口 10,000 円

【申込方法】

申込書(協会窓口・協会ホームページから入手可)を記入し、会費を添えて申し込む

【問い合わせ先】

阿見町国際交流協会

☎ 888-1111 (内線 292)

HP



✉ aiea-ami@atlas.plala.or.jp



内閣府
男女共同
参画局

このマークは男女共同参画
社会のシンボルマークです

DV(ドメスティックバイオレンス) とは?

一般に親密といわれる関係にある人(配偶者、事実婚のパートナー、恋人など)から受ける暴力のことを言います。また10代から20代の若い人を中心に、「デートDV」という恋人同士の間で暴力によって相手を思いどおりにする行為が問題視されています。

DVは犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。

町ではこれらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。



さまざまな暴力の形態

- ▶身体的な暴力 …殴る、足で蹴る、首を絞める、突き飛ばす、引きずり回すなど
- ▶精神的な暴力 …どなる、脅す、ばかにする、無視する、物に当たるなど
- ▶性的な暴力 …嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ▶経済的な暴力 …生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、仕事を辞めさせるなど
- ▶社会的な暴力 …友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させないなど

町の令和4年度 虐待・DV等の相談状況について

「阿見町児童虐待、障害者虐待および高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について公表します。

面接や電話による相談件数 174 世帯 281 人

(内訳)	配偶者等からの暴力	30 世帯	30 人
	児童虐待	81 世帯	133 人
	障害者虐待	7 世帯	7 人
	高齢者虐待(65歳以上)	15 世帯	17 人
	住民票閲覧制限等	40 世帯	93 人
	その他	1 世帯	1 人

※町では、町民活動課・社会福祉課・高齢福祉課・子ども家庭課・町民課・健康づくり課・教育委員会指導室・地域包括支援センター(社会福祉協議会)等が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県女性相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題について相談をお受けしています。

『一人で悩まず、まずはご相談ください。』

6月23日～29日は男女共同参画週間です

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度から毎年6月23日～29日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

【令和5年度のキャッチフレーズ】

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。

問い合わせ：阿見町役場 町民活動課 男女共同参画室
☎ 888-1111 (内線 271) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

身近な自然とのふれあい

夏の自然体験のご案内

町では、自然と共存する町づくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っています。身近な環境学習の一つとして参加してみたいはいかがでしょうか？（参加費はいずれも無料です）

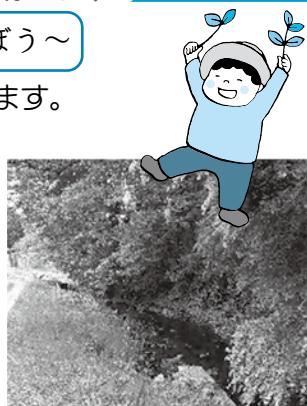
下記の申込みについては、役場 2 階生活環境課にて受付となります。 ※お電話での申し込みも可

生活環境課 ☎888-1111（内線 254）

「ワッカクル里山の森」 ～自然の中で思いきり遊ぼう～

若栗地内にあるワッカクル里山の森にて自然体験会を行います。

- ▼日 時：7月23日(日)午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：自然の中での遊びおよび小川での遊び体験
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：濡れても良い靴・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：7月3日(月)～13日(木)



ブランコ遊びをしたり、小川で遊びます

「小池城址公園」 ～昆虫採集をしてみよう～

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時：7月30日(日)午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：昆虫採集と観察
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：7月3日(月)～13日(木)



小池城址公園での観察の様子



どちらの自然体験についても、申込者に後日、案内通知文をお送りします



飼い犬・飼い猫の適正な飼育をお願いします

- 犬の放し飼いはやめてください
 - ▼散歩のときも必ずリード（引き綱）をつけましょう
 - ▼特定犬はオリの中で飼いましょう
- 犬の登録と狂犬病注射は飼い主の義務です
 - ▼鑑札・注射済票は、所有者の明示のために首輪などに装着しましょう
- 犬・猫は捨てないでください
 - ▼子犬・子猫は必ずしも飼い主が見つかるとは限りません
 - ▼飼い主の責任で不妊・去勢手術を受けさせましょう
- 猫は屋内で飼養するように努めましょう
- 飼い主不明の猫にエサだけ与える行為はやめてください
 - ▼飼うのであれば責任をもって正しく飼育しましょう
- いざという災害に備えましょう
 - ▼令和4年3月に「ペット同行避難ガイドライン」を作成しました
詳しくはガイドラインをご参考ください



▲ペット同行避難
ガイドライン

第10回

みんなで選ぶ

緑のカーテンコンテスト 参加者募集！

生活環境課 ☎888-1111 (内線 254)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか？ 応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

▼ 対 象：町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること

▼ 募集期間：8月1日（火）～31日（木）

▼ 応募用紙：役場2階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンターの窓口で入手するか、町のホームページよりダウンロードしてください

▼ 応募方法：応募用紙に ▼氏名（会社名） ▼住所 ▼電話番号 ▼タイトル ▼植物名を記入し、L判カラー写真2枚（遠景〔全体がわかる写真〕・近景の写真を各1枚）を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む

※応募写真等は返却しませんのでご了承ください

▼ 応募先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場生活環境課

▼ 展示等：▼応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください

9月2日（土）～14日（木）：本郷ふれあいセンター

9月16日（土）～28日（木）：君原公民館

10月2日（月）～5日（木）：阿見町役場1階

10月7日（土）～13日（金）：かすみ公民館

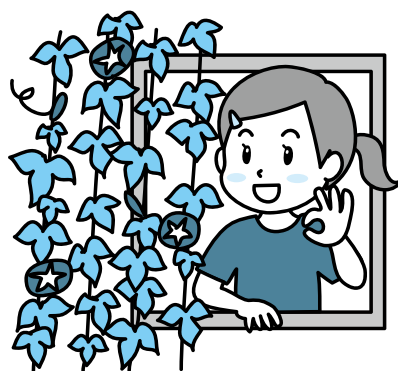
▼応募作品の中から5点（ベストグリーン賞・きれいで賞・さわやかで賞・涼しいで賞・がんばったで賞）を選び、表彰を行います

▼参加された方には、参加賞をご用意しています。（数に限りがあります）

▼その他：▼主催：阿見町生活環境課 ▼共催：アミエコクラブ

▼協賛：アイリスオーヤマ株式会社・マルカン酢株式会社・三菱商事ライフサイエンス株式会社

▼応募いただいた写真は広報あみ等で使用する場合がございます



▲投票所の様子

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』



社会福祉課 ☎888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。詳細は上記へご相談ください。

■手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する366の難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する366疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する366の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
自立支援医療	▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象） ▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（令和5年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給月額27,980円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額15,220円
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。▼1級：月額53,700円 ▼2級：月額35,760円
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5,000円
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3,000円

■ **公共料金の減免** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

NHK 放送受信料	社会福祉課で証明を受ける必要があります
-----------	---------------------

■ **各種割引** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が 1 割引になります（身体障害者手帳・療育手帳）
JR 運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■ **町地域生活支援事業** 利用にあたっては、障害者手帳を取得している等、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります

相談支援事業	障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います
意思疎通支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週 2 回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）
日中一時支援事業	介護者の都合等で障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳（1 ～ 4 級）を交付されている人が就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を 10 万円を限度に補助します
自動車改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている人が、就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を 10 万円を限度に補助します
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害手帳 1・2 級または療育手帳㊦・A および精神保健福祉手帳 1・2 級の所持者で、かつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間 36 枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間 60 枚）の利用券を交付します
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS 装置）を貸与します
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。 施設入所・入院中の人、1 年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年 2 月に実施します）

■ **つばみ教室** 小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者への相談・助言などを行います。

対象者は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者です。毎週月・木曜日の午前 10 時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

■ **町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業** 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18 歳未満）の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の 3 分の 2（千円未満切捨て）となります。

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142・144・743)

高齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。令和3年度の報告では、県内で虐待報告（疑い含む）が662件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。

高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支え合いが大切です。

高齢者虐待とは？

虐待を防止し、高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族や介護者の負担を軽減し支えることを目的として「高齢者虐待防止法」が制定されました。高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者を介護している家族等や介護施設従事者が高齢者に対して行う、次のような行為が「虐待」として定義されています。

① 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。

▼具体的な例：▽つねる、殴る、蹴る▽ベッドや車いすに

縛り付ける▽自分の意思で動けないようにするーなど

② 介護・世話の放棄（ネグレクト）

意図的・結果的を問わず、介護や生活の世話を怠る等で、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴・洗髪等がされていない▽水分・食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽劣悪な住環境に放置するーなど

③ 心理的虐待

高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑する▽どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽侮辱に扱うーなど

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要するーなど

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の資産等を無断で使う、処分する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使うーなど

虐待に気づいたら

高齢者への虐待に気づいたら、気になることがあれば、町や町地域包括支援センターに通報・相談をしましょう。確かな証拠が無くてもかまいません。高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならない」と定められています。

施設の職員などが虐待に気づいたときは通報する義務があります。通報者・相談者の秘密は守られます。町ホームページには虐待の兆候やサインのチェックリストや、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

▼町：高齢者虐待防止のために
<https://www.town.ami.lg.jp/000004173.html>

虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりご悩まずにご相談ください。

虐待防止と高齢者・介護者への支援のために

高齢社会をむかえ、誰もが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。

要因は様々で、高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題を知られたくないなどの理由からわかりづらいことがあります。

虐待をしてしまう背景にはこれまでの家族関係・認知症による介護の困難さ・認知症への理解不足・介護者の孤立・業務の多忙・経済的困窮などの問題が複雑に絡み合っている場合がほとんどです。

地域で支えあい、日頃から声掛けや気配りをすることで虐待を防止し、早期発見につなげられます。

▼相談・通報窓口

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状態を確認し、関係機関と連携して高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護（成年後見制度）に関する相談支援も行っています。

小さな違和感をおぼえたら追い込まれる前に、まずはご相談ください。

○高齢福祉課高齢福祉係

☎888-1111

142・144・743

○町地域包括支援センター（町社会福祉協議会内）

☎887-8124

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の 納付について

7 月に保険料決定(納入) 通知書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



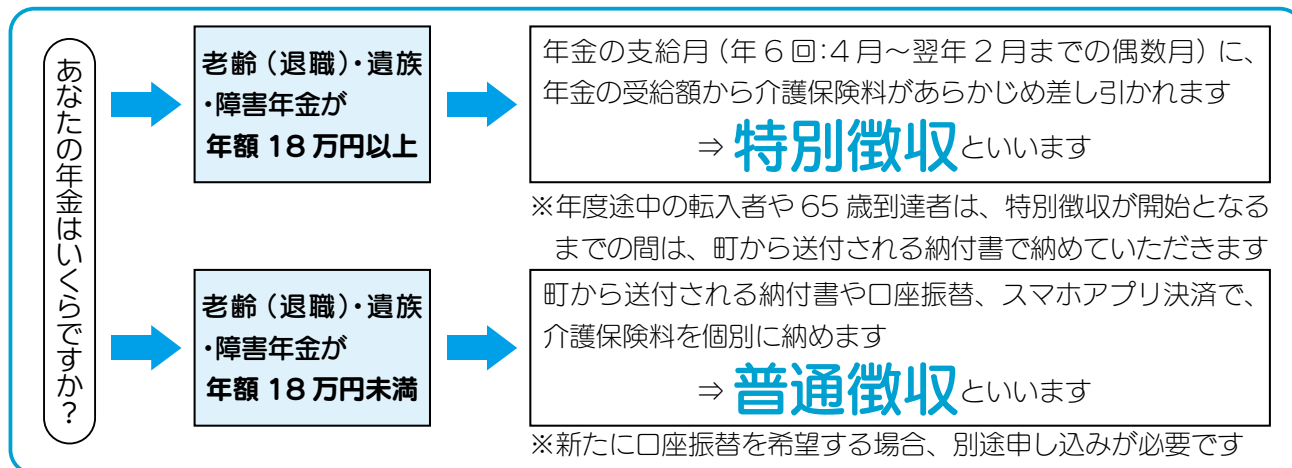
65 歳以上の人の令和 5 年度介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	19,200 円
	老齢福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	
	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	32,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	44,900 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上	109,100 円

保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類(特別徴収・普通徴収) あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



低所得者等の 自己負担額軽減



高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院、ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。

（グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません）

軽減を受けるには申請が必要です。有効期限は 8 月から翌年 7 月まで、もしくは申請した月から次の 7 月までとなります。現在、軽減を受けている人が継続して軽減を受けるときは毎年申請が必要となります。

（現在、軽減を受けている介護認定者の人には 6 月下旬に更新のご案内をお送りします）

負担軽減の対象となる人は？

下記の表 1 の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

▼表 1

利用者 負担段階	所得等の要件
第 1 段階	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人
第 2 段階	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 3 段階①	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人
第 3 段階②	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金 120 万円超の人
第 4 段階	▼本人が住民税を課税されている人 ▼住民税が課税されている人が同一世帯内にいる人

◎利用者負担段階が第1～3段階に当てはまる人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減の対象となりません

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者であるとき
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者が住民税非課税)でも、利用者本人および配偶者の預貯金等の金額が一定額を超えると(表2参照)

▼表2

第1段階	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合
第2段階	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合
第3段階①	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合
第3段階②	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、居住費(滞在費)や食費の負担が軽減されません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第3段階と同様にする『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

負担限度額について

申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。負担限度額は表3のとおりです。

▼表3 < 1日につき >

利用者 負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設入所者	ショートステイ 利用者
第1段階	820 円	490 円	490 円	0 円	300 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円	370 円	390 円	600 円
第3段階①	1,310 円	1,310 円	1,310 円	370 円	650 円	1,000 円
第3段階②	1,310 円	1,310 円	1,310 円	370 円	1,360 円	1,300 円
第4段階	負担額は、施設と利用者の契約により決められています。					

申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 通帳等のコピー(対象者本人および配偶者の資産額が分かるものの写し)
配偶者分を含む、お持ちの口座全てのコピーが必要です(申請される人がコピーをご用意ください)
▼通帳の表紙(口座名義人と口座番号が確認できるページ)
▼定期預金のページ(定期預金がなくても必要です)
▼直近2ヶ月以内の最終残高が確認できるページ
その他の資産をお持ちの場合は、高齢福祉課にご相談ください。
- ④ 申請する人の運転免許証などの本人確認書類
- ⑤ 対象者本人の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証(更新の人のみ)
申請日を含む月の初日から軽減が開始されます。提出書類がすべて揃った日に申請を受理するため、提出書類に不備があると軽減開始時期が遅れてしまう場合がありますので、ご注意ください。

国民健康保険証

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

保険証は個人ごとのカード型になっています。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書(運転免許証など)を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年(令和4年1月~12月)の所得に応じて、2割もしくは3割となります。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ① 保険証の左上に「兼高齢受給者証」と記載されます
- ② 右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③ 左側中央部分に「高齢受給者証発効期日」が記載されます

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和5年8月2日から令和6年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末(1日生まれの人は誕生月の前月末)になります。有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証をお送りします。

令和6年7月末までに75歳になる人へ

令和6年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。

外国人の保険証の有効期限について

保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。在留期限の更新の情報が確認でき次第、更新の保険証を郵送しますが、お急ぎの場合は窓口で交付しますので国保年金課窓口へ在留カードをご持参ください(在留資格の種類によっては、在留期限の更新後に国保年金課の窓口で保険証発行の手続きが必要となります)。

令和 5 年度

国民健康保険税

●令和 5 年度の納税通知は 7 月中旬に発送します

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

令和 5 年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼ 40 歳未満の人 : 医療分・後期高齢者支援分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼ 40 歳～ 65 歳未満の人 : 医療分・後期高齢者支援分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼ 65 歳～ 75 歳未満の人 : 医療分・後期高齢者支援分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼ 国民健康保険税の年間税額の計算方法

区 分	算定方法	医療分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額(令和 4 年 1 月～ 12 月の各々の所得から基礎控除を差し引いたもの)に 応じて計算	6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000 円	10,000 円	12,000 円
賦課限度額	合計金額(限度額 1,040,000 円)	650,000 円	220,000 円	170,000 円

■『均等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』の軽減制度(前年中の所得に応じ 7・5・2 割いずれかの適用。申請不要)があります。この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります(収入のない人や被扶養者を含む)。

■特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人(雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』)は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。
●申請に必要なもの…▼雇用保険受給資格者証



■国保税の納め方

●特別徴収

65 歳から 74 歳までの世帯主で、次の ①～③ のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることとなります。

①世帯主が国保の被保険者であること

②世帯内の国保の被保険者全員が 65 歳以上であること

③特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)の年額が 18 万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の 2 分の 1 を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月から申請または更新となります。

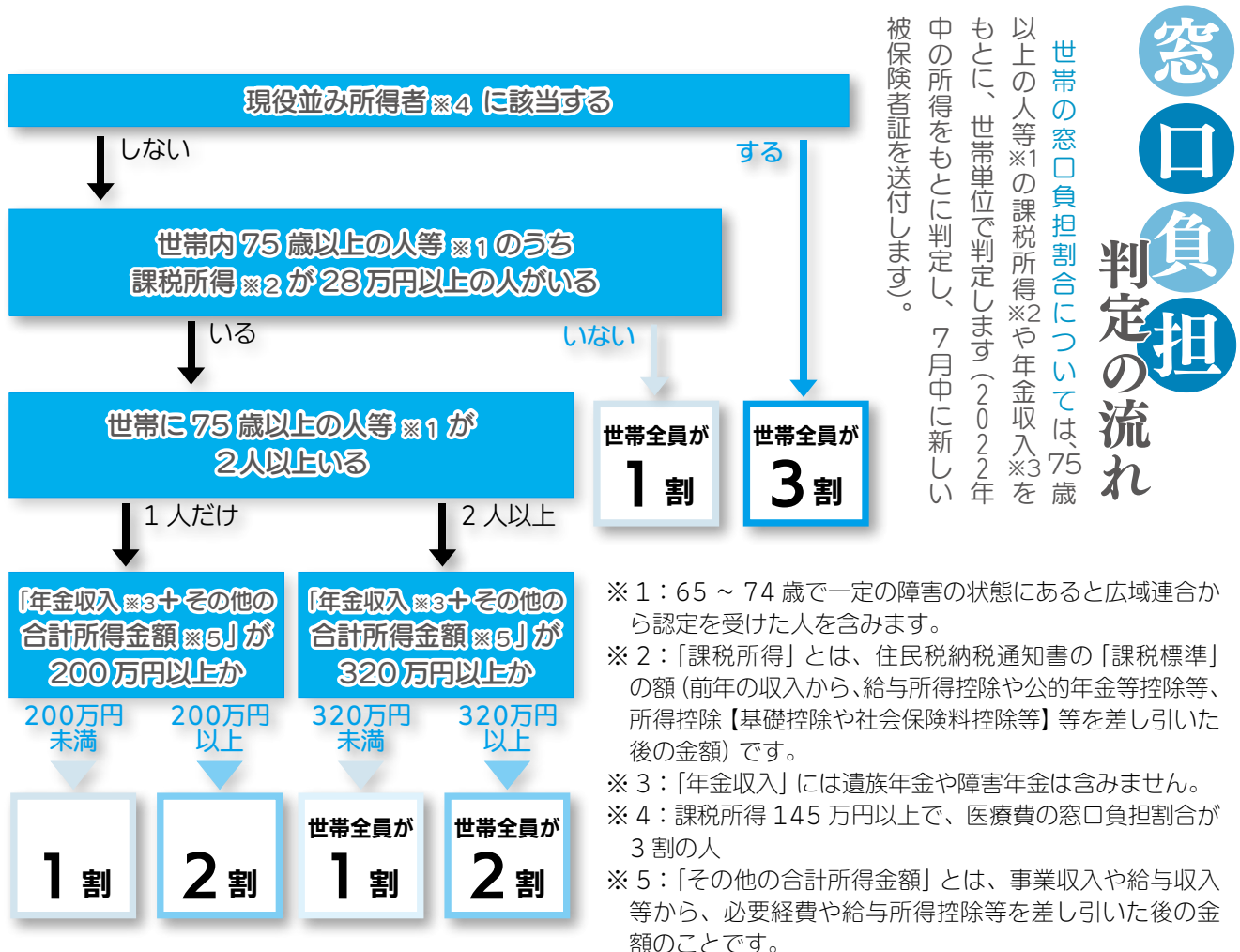
被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

医療機関での自己負担割合には『1割』『2割』『3割』があり、8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合は前年の所得をもとに判定されます。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。



後期高齢者医療制度で 医療を受けて高額になった場合 医療費の一部が支給されます



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、**申請により、医療機関に支払った医療費の一部が後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。**

1 か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に保険証と一緒に提示してください。

自己負担額の計算方法

- ▼月の1日から末日までの1 か月ごとの受診で計算
- ▼病院・薬局・歯科の区別なく合算
- ▼入院時の食事代や差額ベッド料など、**保険診療の対象とならないものは除く**

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

郵送された申請書・本人確認書類・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2 回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

高額療養費の月額自己負担限度額

- ▼現役並み所得者（3 割負担）：20 ページの現役並み所得者で申請により 1 割と 2 割に該当しない人
- ▼一般Ⅱ（2 割負担）：現役並み所得者（3 割負担）の人がいない世帯
 - ▽75 歳以上の人が 1 人の場合
「年金収入※ 3+その他の合計所得金額※ 5」が 200 万円以上
 - ▽75 歳以上の人が 2 人以上の場合
「年金収入※ 3+その他の合計所得金額※ 5」が 320 万円以上
- ▼一般Ⅰ（1 割負担）：現役並み所得者、一般（2 割負担）、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
- ▼低所得者Ⅱ（1 割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
- ▼低所得者Ⅰ（1 割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人

▼月額自己負担限度額

適用区分		外来（個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費－ 842,000 円) × 1%	< 140,100 円>
	Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費－ 558,000 円) × 1%	< 93,000 円>
	Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費－ 267,000 円) × 1%	< 44,400 円>
一 般 Ⅱ		18,000 円または (6,000 円+ (医療費－ 30,000円) ×10%) の 低い方を適用（年間上限 144,000 円）	57,600 円 < 44,400 円>
一 般 Ⅰ		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ			15,000 円

※< > 内の金額は、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

■窓口負担が 2 割となる人には負担を抑える配慮措置があり、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

配慮措置の適用となる人は、高額療養費として後日払い戻します。（2025 年 9 月 30 日まで）

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度の保険料は、県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

▼保険料と賦課限度額（茨城県内均一）

保険料率が見直されて下記のとおり決定されました

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100 円未満切捨て)

均等割額	所得割額
定額 46,000 円	所得から計算 (総所得金額等※1 －基礎控除額) × 8.5%

賦課限度額（年額）＝ 66 万円

※1 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

▼均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7 割
43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋〔29 万円×世帯の被保険者数〕以下の世帯	5 割
43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋〔53.5 万円×世帯の被保険者数〕以下の世帯	2 割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円未満は 110 万円）を差し引き、65 歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15 万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

保険料の軽減措置

■均等割額軽減
『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額』が左表に該当する場合、保険料の均等割額が軽減されます。
※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になりません。

被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険（全労健保・船員保険・共済組合）の被扶養者であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます（所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます）。また、所得割額の負担はありません。※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収・年金から引かれる方法▼普通徴収・納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになつていない年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です。

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象の年金になります。例えば、年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります。



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、
未納のままにせず、国保年金課で手続きを。



国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)

経済的な理由等で国民年金保険料 16,520 円／月(令和5年度)を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。申請手続きは、国保年金課で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果(承認・却下)をお手元に通知します。令和5年度免除(令和5年7月から令和6年6月)の受付は7月3日(月)からとなります。

申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの単年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。
※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません(50歳未満の人に限り利用できる制度)

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

▼免除の割合と納付額(令和5年度:月額16,520円の場合)

免除の割合	納付額
全額免除	0円
4分の3免除	4,130円
半額免除	8,260円
4分の1免除	12,390円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

免除等の申請は、申請時点から2年1か月前までの期間となります。
申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、免除等を希望する場合は、速やかに申請していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人の、国民年金の免除申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請の受付手続きは、令和4年度をもって終了します。なお、引き続き申請する月の2年1カ月前の月分から令和5年6月までの保険料、学生納付特例制度は令和5年3月分までの保険料の申請が可能です。

▼対象 ※以下の両方に該当する人が対象になります

▼令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

▼令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる

※年度ごとに減少の対象期間が異なりますので、お問い合わせください

※免除等の判定においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象になります

▼その他 審査対象者の対象となる月までの月ごとの収入・経費などを整理していただきますようお願いいたします

納付に関するお問い合わせ:土浦年金事務所☎825-1170(自動音声案内)

【子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス(HPV)) 予防接種について】

HPV ワクチンは早い年齢で接種するほど、子宮頸がんの予防効果が高いとされていますので、

子宮頸がんで苦しまないためにできることは、
HPVワクチンの接種と子宮頸がん検診の2つです

平成9年4月2日生～平成24年4月1日生の方は早めに接種しましょう。

HPV ワクチンで
HPV の感染を予防



子宮頸がん検診で
がんを早く
見つけて治療



ヒトパピローマウイルス(HPV) 感染症とは？

子宮頸がんは、HPV の感染が原因と考えられています。性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされています。

子宮頸がんとは？

日本では毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が亡くなっています。20歳代から増え始めて、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう(妊娠できなくなる)人も、1年間に約1,000人います。

9価(シルガード9)ワクチンとは？ 今までと何が違うの？

2価(サーバリックス)ワクチン、4価(ガーダシル)ワクチンは、子宮頸がんをおこしやすい種類(型)であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができ、子宮頸がんの原因の50～70%を防ぎます。9価(シルガード9)ワクチンは、HPV16型と18型に加え、ほかの5種類のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぐことができます。

【※注意事項】

予防接種により期待される効果や、予想される副反応などについて、接種を受けるご本人もよく理解したうえで受けましょう。ご不明な点や気になる点は、接種を受ける前にかかりつけ医(接種医療機関)にご相談ください。



※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

子宮頸がんリーフレット(詳細版・概要版)を始めとする、子宮頸がんについての情報が載っています

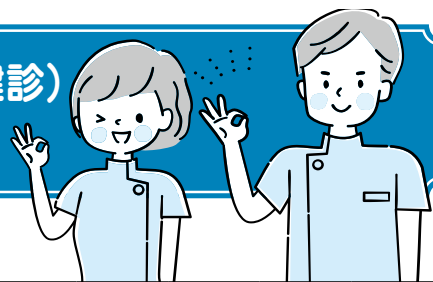
厚生労働省ホームページ▶



健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 888-2940

腹部超音波検診・大腸がん検診(集団健診) 申し込み受付中です

※詳細は広報あみ 6 月号お知らせ版に掲載しています



■R5腹部超音波検診・大腸がん検診申し込み用紙

住 所	阿見町
氏 名	
生年月日	T・S 年 月 日
電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
受診項目	※希望する検診に○をつけてください ☐ 腹部超音波検診 (1,200 円) ☐ 大腸がん検診 (300 円)
希 望 日	※希望日時が申込者多数の場合、予告なく希望日時以外でご案内いたします。 9 月 日 ・ いつでも可
希望時間	: ~ : ・ いつでも可

※申込用紙は広報あみ 6 月号お知らせ版にも掲載しました

【注意事項】

- 申込みが定員を上回った場合には抽選となります。先着順ではありません。抽選結果は通知します。
- 検査当日に飲食された場合、検査は受けられませんのでご注意ください。

■検診日程

期日	9 月					
	11 日 (月)	12 日 (火)	13 日 (水)	19 日 (火)	20 日 (水)	22 日 (金)
受付 時間	①8:00~ 8:15	②8:30~ 8:45	③9:00~ 9:15	④9:30~ 9:45		
	⑤10:00~ 10:15	⑥10:30~ 10:45	⑦11:00~ 11:15	⑧11:30~ 11:45		

■場所

総合保健福祉会館「さわやかセンター」(全日程)

■対象年齢

40歳以上 ※対象年齢は令和6年3月31日までの到達年齢

■申込期間

7月7日(金)まで(必着)申込期間以降は受付できません

■申込方法

下記のいずれかの方法でお申込みください

- 申込用紙をハガキまたは封書で**申込先**へ郵送する
- 申込先**に来館する
- インターネットで申し込む
(二次元コードを読み込むと
申込画面にアクセスできます)



二次元コード▶

※電話やファクシミリによる申込はできません

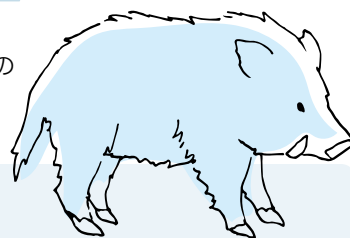
■申込先

〒300-0331 阿見町阿見4671-1 健康づくり課
(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)



イノシシ出没注意!

全国的にイノシシの出没が多発しています。
町内でも大室、下小池、下吉原、追原、飯倉地区において、イノシシの目撃情報が寄せられています。
もし、イノシシに遭遇した場合は、次のことに注意してください。



1. 落ち着いてゆっくり行動しましょう。

慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないように、ゆっくりその場を離れましょう。

2. 攻撃したり、威嚇してはいけません。

追いかけたり、石をなげたり、追い払おうとしないでください。
イノシシがたてがみを逆立てていたり、威嚇音を発しているときは特に注意しましょう。

3. うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません。

近くに親イノシシがいる可能性が高いため、決して近づかないでください。また、絶対に食べ物を与えないでください。

4. 犬を連れているときは、特に注意が必要です。

イノシシが犬と飼主を敵として判断し、攻撃してくる可能性があります。

※イノシシを目撃したとき、農作物に被害を受けたときは下記までご連絡をお願いします。

農業振興課農村整備係 ☎ 888-1111 (内線 181)

国道125号バイパス・都市軸道路は、 『景観形成道路』に 指定されています

都市計画課 ☎888-1111 (232)



景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

指定を受けると

景観形成道路は、区間ごと

に景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。

景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

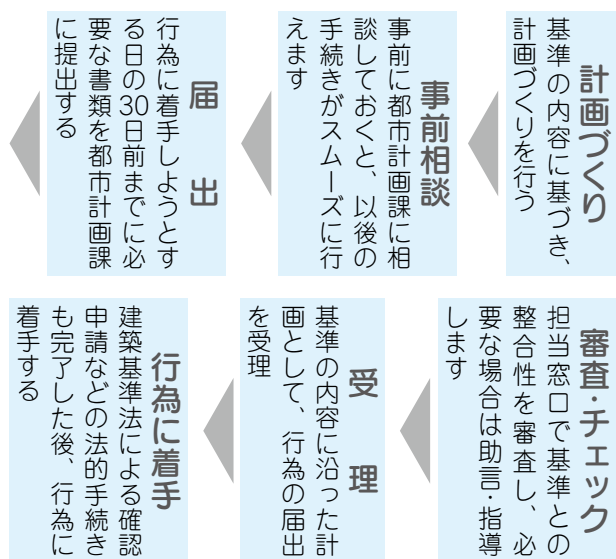
届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転——などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
※運用開始に関しては、あらためて周知します



●届出の流れ●



景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）



夏の交通事故防止

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (内線 251)

7月20日から31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう

ヘルメット着用努力義務の開始

令和5年4月から、自転車走行の際のヘルメットの着用が「努力義務化」されました。努力義務とは、罰則こそないものの、「～するように努めなければならない。」と記載されている義務のことであり、個人の努力を促すために定められたものです。警察庁の調査によると、自転車乗用中の交通事故において、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、平成30年から令和4年までの5年間の合計で自転車乗用中にヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用している人に比べて約2.1倍高いことがわかりました。交通ルールを守るのはもちろん、万が一に備え、ご自身の身を守るために、ヘルメット着用のご協力よろしくお願いいたします。



募集 女性ドライバー教室

阿見町交通安全母の会では、運転技術の維持向上を目指して、指導員が同乗する教習所の車での女性ドライバー教室の参加者を募集します。

ぜひ、お気軽にご参加ください。

【日時】10月30日(月)

午前9時～正午(受付:午前8時45分)

【場所】茨城県自動車学校土浦校

【対象】町内在住の普通自動車免許を有する女性

【定員】10人 ※定員で締切

【参加費】無料(昼食をご用意します)

【服装】動きやすい服装、運動靴

【締切日】8月7日(月)

【申し込み・問い合わせ先】

生活環境課

☎888-1111(内線251)



募集 優良運転者表彰

牛久地区交通安全協会では、長期にわたり無事故・無違反の会員の方を対象に表彰(牛久警察署長・牛久地区交通安全協会長連名表彰)を行っていますので、ぜひお申し込みください。

1 表彰基準

- ①牛久警察署管内(牛久市・阿見町)居住の交通安全協会会員であること
 - ②10年以上の運転経験を有すること
 - ③5年以上無事故・無違反であること
 - ④優良運転者表彰の受賞歴のない方
- これら①～④のすべてに該当する人

2 持参品 運転免許証、印鑑

3 申し込み期限 9月15日(金)まで

4 申し込み先 牛久市下根町491-1

牛久地区交通安全協会事務局

☎029-872-3690

ようこそ



ふれあい地区館へ

みなさんの参加をお待ちしています！



中央公民館公民館係 ☎888-2526

ふれあい地区館とは？



ふれあい地区館は、

- 「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような「届ける生涯学習」の体制を確立し、学習参加を促進する。
- 互いに学び、活動し合う場をつくり、生涯学習の実践を促す。

○地域コミュニティづくりを推進する。

という3つのねらいを実現するために、平成2年4月よりスタートした事業です。各地区の公会堂や集落センター等に出向いて講座やレクリエーション等を展開することで学習機会を提供し、町民の生涯学習の実践を推進していきます。

ふれあい地区館 行政区一覧

阿見	・中郷西・若栗北・若栗宿・西方・中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・三区上・三区下・富士団地
実穀	・実穀・上長・寺子・上小池・下小池・筑見
吉原	・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・よしわら・新山・福田
本郷・あさひ	・住吉・二区北・二区南・一区・上本郷・下本郷・シンワ・中根・本郷
君原	・君島・石川・塙・上条・追原・大形・飯倉・飯倉二区
舟島	・竹来・掛馬・上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
阿見第一	・立ノ越・青宿・新町・廻戸・大室・曙東・曙南・霞台・岡崎・中郷東・白鷺団地・レイクサイドタウン
阿見第二	・阿見台・西郷・一区南・一区北・上郷

阿見ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：市田 良羽

コロナが収束しつつある中、以前のような活発な地区活動にしようとする推進委員はじめ地区の皆さんの熱意が伝わってきます。

不慣れな事務局ですが皆様のご協力により楽しい地区活動にしていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

連絡先：888-2526（中央公民館）

事業名	実施時期
ゲーム交流会（三世代交流）	6月
ふれあいイベントまつり	10月
スポーツ交流会（ソフトバレーボール等）	6・11月
移動学習	11月
ふれあいウォーキング	12月

実穀ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：磯部 和正

子供の数が減り高齢者ばかりの地域社会は、まさに日本が抱える社会問題だと思う。しかしながら団塊世代の高齢者は遅しく生きている。その姿は学ぶべきものであり、世代間の交流が一つの答えだと思う。生涯学習のコミュニティ作りは、奥が深くかつ意義深い。

連絡先：886-5225（実穀ふれあいセンター）

事業名	実施時期
グランドゴルフ交流会	6月
出前講座 SDG s とは何か？	6月
三世代交流お楽しみ会	8月
スポーツ交流会選考会	10月
地区館祭り	11月

吉原ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：関川 敏明

コロナ禍の3年間も、地域の皆様と共に事業を実施することができました。令和2年度は4つ、令和3年度には8つしか事業を実施することができませんでした。令和4年度には17の事業を実施することができました。コロナ禍は依然として収束していませんが、今年度はこれまでにできなかった事業も実施できるように、地域の皆様と取り組んでいきたいと思ひます。

連絡先：889-0277（吉原交流センター）

本郷・あさひふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：関戸 紀之

事務局2年目を迎えましたが、まだまだ未熟者です。コロナも大分落ち着いてきましたが、それでも気を抜かず、しかし活発に今年度も事業を進められたらと思ひます。町民の皆様が「参加して良かった！」と思えるような企画を一つでも多く実現できる様頑張りますので、ご支援・ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

連絡先：830-5100（本郷ふれあいセンター）

君原ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：櫻井 久夫

3年に及んだ新型コロナウイルス感染症対策が新たな段階を迎える中、これまでの経験を糧に、地区の皆様「心の健康」を守る事業に取り組みます。また、本年度から君原小学校でコミュニティスクールが始まることから、その目的を達成できるよう、連携・協力をしていきます。

どうぞよろしくお願い致します。

連絡先：889-1363（君原公民館）

舟島ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：千葉 俊子

阿見ふれあい地区館から異動して参りました、千葉と申します。どうぞよろしくお願い致します。

今年度はふれあい役員の皆様のご協力のもと、新たな事業を複数予定しております。右記以外の事業や詳細は、回覧やふれあいセンター内の掲示物をご覧ください。地域の皆様との触れ合いを楽しみにしておりますので、どうぞお気軽にご参加ください。

連絡先：840-2761（舟島ふれあいセンター）

阿見第一ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：大原 稔

阿見第一ふれあい地区館は区長のご協力のもと、12行政区から選出された運営委員・推進委員が中心となり活動しています。「いつでも・どこでも・だれでも」を合言葉に住民の皆様楽しく活動できる場と機会を提供し、住民同士のふれあいを深めていきます。本年度は新規イベントを積極的に取り入れ、皆様の期待に沿った活動を進めて行きます。今後共、地区館活動に積極的な参加をお願いいたします。

連絡先：888-8111（かすみ公民館）

阿見第二ふれあい地区館

～事務局からひとこと～

担当：福士 幸子

阿見第二ふれあい地区館では、昨年は後半から少しずつ事業を実施する事が出来ました。今年度はさらにたくさんの事業を実施できるように、明るく楽しい心豊かな地区館活動を推進して行きたいと思ひます。皆様の期待にそえるように活動していきたいと思ひますので多くの皆様の参加を宜しくお願い致します。

連絡先：888-8111（かすみ公民館）

事業名	実施時期
三世代交流会	6月
創作教室	7・8・12月
吉原ふれあい広場	10月
健康教室（フレイル予防講座）	10月
シルバーリハビリ体操教室	通年

事業名	実施時期
フレイル予防講習会	9月
三世代交流輪投げ大会	10月
ふれあい地区館まつり	11月
元気アップ体操	12月
映画会	R6年1月

事業名	実施時期
フレイル予防対策	10月
シルバーリハビリ体操	10月～
輪投げ大会	10月
地区館祭り	11月
クリスマスケーキ作り	12月

事業名	実施時期
梅もぎ健康ウォーキング	6月
みどりクラブ開級式	6月
三世代交流会	7月
女性部会 書道教室	8月
青少年育成部会 移動学習	9月

事業名	実施時期
ショートテニス講習会	7月
ふれあい地区館まつり	10月
三世代交流輪投げ大会	11月
かくし芸大会	12月
春の花の寄せ植え教室	R6年3月

事業名	実施時期
親子映画会	8月
地区館まつり	10月
ひょうたん絵付け教室	11月
干支の押絵教室	12月
しめ縄玄関飾り教室	12月



阿見町の文化財・文学紹介

7月号

生涯学習課文化財係 ☎888-2526

戦跡保全紹介

お問合せ

生涯学習課文化財係
☎888-2526

※町では戦跡調査の準備を進めています。皆様ご存知の情報がありましたら、ぜひお教えください。

その候補地こそが「阿見原」と「霞ヶ浦」でした。

日本でも、装備の質の遅れが多く犠牲者を生んだ日露戦争の教訓から、軍の近代化を進めており、陸上機と水上機の両方の訓練ができ、あまり人家もなく飛行場としてすぐに展開できる適地を探していました。

阿見の海軍航空隊基地ことはじめ

戦跡保全「阿見町の戦争遺跡②」

一九〇三（明治三六）年、ライト兄弟による世界初の動力飛行の成功により幕を開けた「空の時代」ですが、折しも世は帝国主義による植民地拡大の時代でもありました。航空機は誕生間もなく、各国で兵器として開発されていくこととなります。一九一四（大正三）年に始まった第一次世界大戦では、二十種類余りの航空機が出現したと言われます。

文学紹介

【第二十二回】子規全集（講談社）の中の香墨⑤

子規全集第十六巻「春夏秋冬」より。
明治三十年以後の「日本」「ホトトギス」の選句をもとにして四季の四冊にまとめたもので、絶頂期にあった子規および門下の逸材の成果が収録された名句集で、日本派の神髄が同われる。子規自ら選に当たったが春之部だけで夏以降は病のため碧梧桐、虚子の共選に委ねられた。句数三五八句。うち香墨の句は三十七句。

春之部
開帳の札にも春の名残かな
夏之部
喜雨亭に座して青田の夕眺
聖堂の門に槐の茂りかな
（渡邊香墨）平成三十一年刊行
P56 所収筆者 松本 尚喜



文化財

お問合せ

生涯学習課文化財係
☎888-2526

阿見町大室、現在はレイクサイドタウンという名で知られる住宅地にはかつて、大室城という城がありました。記録がないため、築城時期など不明な点も多いですが、戦国時代の終盤には江戸崎城（現在の稲敷市）を本拠とする土岐氏の勢力圏にあったとされます。霞ヶ浦沿岸地域には城館跡が多く残っていますが、周辺のものに比べ規模が大きく、高度な技術が用いられており、重要な拠点であったと推測できます。

令和四年三月にはレイクサイドタウンの住民たちが中心となり、城跡を紹介する看板が立てられました。

看板の立つ公会堂からは霞ヶ浦が一望できます。同じ景色を見ていた当時の人たちに思いを馳せてみてはいかがでしょうか。



【未指定文化財】「大室城跡」

文化協会【第三十二回】

「君島芸能保存会」（伝統芸能部門）

君島芸能保存会は君島地区に伝わる伝統芸能「君島のひょっこり踊り」を継承する団体です。普及啓発として君島小学校でひょっこり教室を行うほか、地元のお祭りやまいあみまつり、町の伝統芸能まつりなどで、成果を披露しています。

また例年、君島構造改善センターにおいて、ひょっこり踊りの親子教室を行っています。

興味のある方はぜひお気軽にお問い合わせください。

※文化協会会員、または事務局（生涯学習課）にご連絡ください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎ 891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の収蔵品紹介④

先月号では、乙種第7期飛行予科練習生の卒業アルバム『雛鷺の頃』を基に、昭和11年(1936)10月から昭和12年(1937)1月までの出来事の一部を紹介しました。今月号では、昭和12年2月から6月までの出来事の一部を紹介します。



▲ 兎狩りの様子

予科練の有名な年中行事の1つです。航空隊の近くで中隊ごとに狩場を指定し、兎狩りを行うというものでした。当日、練習生は第一種軍装(冬服)を着用し、白い脚絆を足に巻いて行い、その他にも兎を捕獲するための網も用意していました。兎狩り行軍にて捕獲した兎は、その日の昼食とされていました。ただ、1羽も捕獲できなかった時は代わりに豚汁が作られていたそうです。

昭和12年2月16日

陸上行軍(兎狩り)が行われました。

昭和12年4月1日

乙種第7期飛行予科練習生たちの半数が、飛行操縦適性検査を行うためにかつて阿見の地にあった霞ヶ浦海軍航空隊に派遣されました。

昭和12年4月19日

乙種第8期飛行予科練習生入隊予定者が、第二次検査を受けるために来隊していました(当時はまだ甲種が創設されていないため、アルバム内では甲・乙等の記述はなく、8期という記述のみとなっています)。

昭和12年5月15日

霞ヶ浦海軍航空隊に派遣されていた練習生たちが帰隊しました。

昭和12年5月17日

残りの半数の乙種第7期飛行予科練習生たちが、飛行操縦適性検査を行うために霞ヶ浦海軍航空隊に派遣されました。

昭和12年6月1日、2日

乙種第8期飛行予科練習生が入隊(1日)し、入隊式が行われました(2日)。

飛行操縦適性検査とは

飛行適性検査は、予科練での訓練期間中に唯一飛行機に乗ることができる機会でした。この検査では、練習生が操縦に向いているのか、それとも、偵察(ナビゲーター)に向いているのかを調べていました。この適性検査の結果によって、練習生を操縦専修と偵察専修に分け、予科練卒業後は、専修ごとに全国各地の練習航空隊に配属することとなります。

霞ヶ浦海軍航空隊の練習機 ▶



来月号では、昭和12年7月から12月まで紹介します。

学芸員のつぶやき

そろそろ夏休みを迎えます。当館は町内在住の小中高生は無料となりますので、平和学習として当館をご見学されるのはいかがでしょうか。皆様のご来館をお待ちしております。



ホーム
ページ



公式
Twitter



公式
Face
book



まい・あみ・まつり2023 実行委員会からのお知らせ



実行委員会事務局 ☎888-1111 (内線 303)

	8月5日(土)	8月6日(日)
ステージでの催し	●オープニングセレモニー 熱いステージが4年ぶりに開幕します。 ●相撲イベント 二所ノ関部屋力士による、ふれあいステージです。 ●マイアミフェスI まいあみステージメインイベント!! 4年ぶりのステージを飾る歌やダンスをお楽しみください。 ●常陸陣太鼓 陸上自衛隊による大迫力の常陸陣太鼓です。	●マイアミフェスII・III ステージメインイベントは2日間にわたって開催します。 ●よさこいソーラン 独創的かつ完成度の高いパフォーマンスでステージを盛り上げます。 ●芸能ショー あみ大使「ノブ&フッキー」さんの4年ぶり待望のステージです。その他出演者による歌や芸にご期待ください。
ストリートでの催し	●ヒーローショー 全国・海外のイベントで人気のヒーローが参上! 舞神双嵐龍ソーランドラゴンがやってくる! ●大道芸パフォーマンスショー 風せんピエロさん、つねむねさんによるパフォーマンス! ちびっこに大人気のショーです!! ●大人神輿巡行 粋なはんでん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ、威勢のよい掛け声を響かせます。	●ねばねば音頭 あみ大使「浅野勝盛さん・泉水いづみさん」による「ねばねば音頭」。曲に合わせてみんなで踊ろう(飛び入り参加大歓迎です。) ●よさこいソーラン 町内のよさこいチームと埼玉から庄和舞人軌さんを迎えてのダイナミックなよさこいを、ぜひご覧ください。 ●盆踊り 町内の行政区・団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲は「阿見音頭」「新阿見音頭」で笑顔と元気を届けます!
会場内	●美味しい楽しいがいっぱいのグルメフェスを開催! 阿見町商工会会員を中心とした店舗が、それぞれ自慢の料理を提供! ここでしか味わえない特製メニューがあるかも!? ●まいあみ展として、企業・団体の活動紹介を予定しています。迫力の特殊車両展示は必見!	
お知らせ	※会場に一般駐車場はありません。阿見町役場駐車場やシャトルバス等をご利用ください。 会場周辺の路上や私有地への駐車は絶対にお止めください。 催しは企画検討中のものであり、変更になる場合があります。 詳細は後日配布予定のプログラムをご確認ください。	ボランティア募集のお知らせ ▼日時: 8月4日(金)~7日(月) ※時間は応相談、一部でも可 ▼内容: 会場の準備・進行の手伝い・片付けなど ▼申込方法: 7月14日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

※発熱等体調不良の方はご来場をお控えください。厚生労働省の指針に基づき、マスクの着脱は個人の判断が基本となります。個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮をお願いいたします。



お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 7月23日(日) 午後1時30分～4時30分

※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日の午前9時～正午に下記に電話で申し込む

図 茨城県行政書士会県南支部担当：池田 ☎ 090-7216-6219

募 「防災講座」参加者募集

自分や大切な人を守るための「防災講座」を開催します。

日時 7月21日(金) 午後1時30分～3時

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階講座室

講師 あみ・男女(ひと)・まち・ねっと ボランティア

対象 ▼在宅で家族を介護している方・近隣の援助者・援助予定者等

▼阿見町在住・在勤で介護の勉強がしたい方

料金 無料

募集人数 30人

持参品 筆記用具

申込方法 電話・メールまたは専用フォームにて申し込む

(メールの際は住所・氏名・電話番号・聞きたい事を明記)

申込期限 7月19日(水)

図 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

図 houkatsu@amishakyo.or.jp



募 中学生いきいき介護教室参加者募集

社会福祉協議会では、地域のボランティアによる支えあう地域社会づくりを推進するため、介護予防の担い手として町内在住の中学生を対象とした介護教室を実施します。

日時 第1回：7月25日(火)、第2回：7月26日(水)、第3回：8月1日(火) 午前10時～正午(第2回のみ午前9時～正午)

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」、県立医療大学

内容 第1回「ボランティア講座～やってみようボランティア～」ボランティアとはどのような活動なのでしょう？自分たちができることについて考えてみましょう。

第2回「高齢者の心と身体について学んでみよう」年齢を重ねることによる身体的な変化や、高齢者と接するときのマナーについて、体験を交えて学びます。

第3回「人の役に立つ仕事とみんなの未来～福祉の仕事を中心に～」福祉の仕事の内容や、そのやりがい・魅力について学びます。

対象者 町内在住の中学生

募集人数 各回30人

参加費 無料

申込方法 各中学校にある申込用紙で7月7日(金)までに申し込む

図 町社会福祉協議会地域福祉係 ☎ 887-0084

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時 7月26日(水) 午後1時～2時、午後2時30分～3時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当 精神保健福祉士・町保健師

申込方法 7月18日(火)までに電話または直接下記に申し込む(予約制、予約がない場合実施しません)

※匿名での予約や本人・親族以外の人の相談は不可

図 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

〈広告欄〉

エアコン取替キャンペーン

46,000円～(税込)

【基本工事費】 1F：22,000円(税込)
2F：27,500円(税込)

※専用電源工事承ります※

完全無料のお見積りのご依頼、ご相談はこちら/
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4

☎029-888-6119

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～
【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～健康・快適住宅～
介護住宅改修
抗酸化工法の家

○介護保険を上手に使う
○手摺取付、バリアフリー
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-04)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(6)第5548号
有限会社 美都住建

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ

熱中症を防ぐ 4 つのポイント

これから暑い夏がやってきます。稲敷広域消防本部では、令和 4 年中に熱中症の傷病者を 193 人搬送しました。熱中症は予防法を知れば防ぐことが可能です。そこで、熱中症を防ぐ 4 つのポイントを紹介します！

- ①こまめな水分・塩分補給
喉が渇いたと感じる前に水分・塩分補給を実施してください。
- ②暑さを避ける
適切に冷房を使用し、外出時は日傘の使用や帽子の着用など、暑さを避ける工夫が必要となります。
新型コロナウイルス対策の為に、冷房時にも換気を行いましょう。
- ③暑さに負けない体力をつける
日頃からバランスの良い食事を摂ることや、体力づくりを心がけましょう。
- ④マスクを使用している場合は熱中症を防ぐために外すようにしましょう。

この 4 つのポイントに注意し、楽しい夏を過ごしてください！

稲敷広域消防本部救急課 ☎ 0297-64-3846

お知らせ

イノシシ、サル出没注意！

イノシシ、サルが出没しているの、注意をお願いします。
遭遇した場合は、近づかない！ 攻撃しない！ 刺激しない！
エサを与えない！

目撃した場合は下記担当までご連絡ください。

農業振興課農村整備係 ☎ 888-1111 (181)

募

令和 5 年度スキルアップセミナー受講生募集 第二種電気工事士受験対策（筆記）B

日時 9 月 17 日（日）、23 日（土）、24 日（日）の 3 日間
（午前 9 時～午後 4 時）※筆記用具をお持ちください

内容 第二種電気工事士の筆記試験対策

定員 20 人

申込期間 7 月 17 日（月）～ 8 月 7 日（月）

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページの「スキルアップセミナー」のページから電子申請によりお申し込みください。定員を超えた場合は、抽選による選考となります

受講料 3040 円

茨城県立土浦産業技術専門学院 ☎ 841-3551 ☎ 841-4465
✉ tsusansen1@pref.ibaraki.lg.jp

お知らせ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン

茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める 4 月から、「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実施しています。

【おかしい！！と思ったら、ネットで検索＆電話で相談】

▼労働条件ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



▼総合労働相談コーナー（若者相談コーナー）

茨城労働局雇用環境・均等室（☎ 029-277-8295）または最寄りの労働基準監督署

※月～金（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

▼労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル 0120-811-610（はい！ろうどう）

※月～金：午後 5 時～午後 10 時 土・日・祝日：午前 9 時～午後 9 時

〈広告欄〉



居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
FAX 887-0970

火葬だけのお葬式

とにかく簡素に	お別れもしたい
直葬 9.9 ^(税込) 万円	火葬式 16.5 ^(税込) 万円
資料請求でさらに 1 万円引き	

スマホで簡単資料請求



＊シンプルセレモニー

365 日 24 時間すぐ対応 ☎ 029-846-3130

運営会社：セレモニー博善(株)
相談センター：阿見町中郷3-1-8



夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆オープンスクール・部活動体験会
7/29（土）、7/30（日）、8/5（土）
8/25（金）部活動体験会 ※詳細は本校 HP をご覧ください。

公式 SNS でも
情報配信中！





霞ヶ浦高等学校

HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50
【高校】☎ 029-887-0013 FAX：029-887-9380

お知らせ 令和5年度茨城県立盲学校地域巡回教育相談会

視覚に障害のある方の見えにくさを補うための補助具（レンズや拡大読書器など）の展示や相談会を行います。小さなお子様や保護者の方だけでなく、成人の方や関係機関からの参加もお受けしています。入学を前提としない相談会ですので、お気軽にご参加ください。相談は無料です。予約制となっております。事前に下記担当まで予約してからお越しください。

日時 7月25日（火）午前11時～午後3時

場所 土浦合同庁舎 本庁舎3階 第2会議室（土浦市真鍋）

申込期限 7月20日（木）

図茨城県立盲学校 視覚障害教育支援センター担当：吉田、武政 ☎029-221-3388 E-mail: shien@ibaraki-sb.ibk.ed.jp

お知らせ 高齢者総合安全対策巡回連絡にご協力ください！

県警では6月から、巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策を推進しています。

犯罪の被害者や交通事故の当事者となりやすい65歳以上の高齢者が居住するご家庭を中心に、ニセ電話詐欺・住宅侵入窃盗に対する防犯指導、交通事故防止を目的とした安全指導、災害発生時における対応要領等、さまざまな事象に対する個別具体的な指導やアドバイスを行っていきますので、ご協力をお願いいたします。

図茨城県牛久警察署地域課 ☎871-0110

お知らせ いばらき出会いサポートセンター『出張相談・登録会 in 阿見町』

いばらき出会いサポートセンターは、独身の方の出会いの場づくりのため、県が労働団体と共同で設立した団体です。センターでは、下記のとおり結婚相談・登録会を開催します。出張相談では結婚を希望する独身の方やご家族など、どんなからの相談にも対応いたします。相談は無料です。予約も不要です。出張登録では当センターの入会登録手続きが行えます。事前登録が必要ですので、当センターHPから入会申込と来所予約（出張登録会）を行ってください。茨城のハッピーな出会いと結婚、であイバが応援します！

日時 7月29日（土）午前10時30分～午後4時

場所 本郷ふれあいセンター2階 会議室1・2

図（一社）いばらき出会いサポートセンター水戸センター

☎029-224-8888



募 施設管理スタッフ講習受講者募集

日時 8月8日（火）～10日（木）3日間とも午前10時～午後5時

場所 吉原交流センター

内容 ▼接客・クレーム対応等

▼施設管理業務に必要な書類作成

▼書類作成に必要なパソコン操作

対象者 ▼令和6年3月31日時点で満60歳以上の方

▼シルバー人材センターの会員になって就業できる方

▼全日程参加可能な方

定員 10人 ※定員になり次第締め切ります

受講料 無料

申込方法 町シルバー人材センター（☎888-2036）窓口にて所定の申込書で7月18日（火）までにお申し込みください

図（公社）茨城県シルバー人材センター連合会 ☎029-244-4622

募 「町民健康ウォーキング」参加者募集

日時 7月23日（日）午前8時30分出発

集合場所 町民体育館駐車場

内容 常陸太田市西山公園遊歩道を歩く（約4.5km）

募集人数 37人 ※申し込み多数の場合は抽選により決定

参加費 1人1300円 ※当日徴収

申込方法 参加希望者は下記の抽選会に必ず参加すること。代理出席可。事前申し込み不要

申込受付および抽選 中央公民館3階集会室において7月9日（日）午前10時から受付、参加希望者が多数の場合は午前10時20分から抽選会 ※抽選開始後の受付は不可
図阿見いきいきクラブ ☎090-6489-1919

お知らせ 元気いばらき就職面接会（中高年・シニア対象）開催のご案内

中高年・シニア離職者などで求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催いたします。複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前予約不要、参加費無料です。

日時 7月27日（木）午後1時30分～3時30分（受付：午後1時～）

場所 土浦合同庁舎 本庁舎3階 第1会議室（土浦市真鍋）

対象者 中高年・シニア離職者などの求職者

参加企業数 約20社

図いばらき就職支援センター 県南地区センター ☎029-825-3410

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場
阿見小学校
阿見中学校
JA
郵便局
コンビニ

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

あみ司法書士事務所
（神林ビル2階）

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

定例相談

行政相談

日時 7月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

7月・8月の納税

7月

固定資産税(第2期)
国民健康保険税(第1期)
後期高齢者医療保険料(第1期)
介護保険料(第1期)
納期限 7月31日(月)

8月

町・県民税(第2期)
国民健康保険税(第2期)
後期高齢者医療保険料(第2期)
介護保険料(第2期)
納期限 8月31日(木)

救急車出動状況：5月

阿見消防署管内調べ	(前月比)
出場件数 200件(+15)	急病 133件(+21)
	交通事故 14件(-1)
救急車の適正な利用をお願いします	一般負傷 35件(±0)
	その他 18件(-5)